

■愛媛県議会基本条例（抜粋）

（広報広聴活動の充実）

第 12 条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。

（議員の政治倫理）

第 22 条 議員は、県民の代表として、重大な使命を有し及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

■衆議院 政治倫理綱領

政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。われわれは、主権者たる国民から国政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、いやしくも国民の信頼にもとることがないように努めなければならない。

ここに、国会の権威と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、政治倫理綱領を定めるものである。

一、われわれは、国民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、政治不信を招く公私混淆を断ち、清廉を持し、かりそめにも国民の非難を受けないよう政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなければならない。

一、われわれは、主権者である国民に責任を負い、その政治活動においては全力をあげかつ不断に任務を果たす義務を有するとともに、われわれの言動のすべてが常に国民の注視の下にあることを銘記しなければならない。

一、われわれは、全国民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益をそこなうことがないように努めなければならない。

一、われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

一、われわれは、議員本来の使命と任務の達成のため積極的に活動するとともに、より明るい明日の生活を願う国民のために、その代表としてふさわしい高い識見を養わなければならない

議会基本条例条文案

1. 議会は、一般質問を終えた後、議員間議論を行う場を設けなければならない。
 - ・前項の議員間討論にて議会として必要と認めた事項について、議会は行政側にその旨を示さなければならない。
 - ・前項に定める議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
2. 議会は行政に対し、毎月、予算や業務の施行状況等を報告・説明を求める場を設ける。
 - ・議会は前項の場において受けた報告・説明を元に議員間議論を行い、行政側に意見を示さなければならない。
 - ・前項に定める報告・説明を求める場及び議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
3. 議会は、議会活動について市民への説明や意見公聴の為に議会報告会・意見公聴会を開催しなければならない。
 - ・前項に定める議会報告会・意見公聴会の実施に際して必要な事項は、別に定める。
4. 委員長は陳情・請願にて提出者が希望する場合は意見陳述の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見陳述の実施に際して必要な事項は、別に定める。
5. 議長は市民が希望する場合は本会議場にて意見を表明する為の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見表明の実施に際して必要な事項は、別に定める。
6. 議会はすべての会議を原則として公開しなければならない。
 - ・議会は公開の会議を全てインターネットで中継を行うなど、広く市民がその内容を知ることができる様にしなければならない。
 - ・やむを得ぬ事情があつて非公開とする場合、議長はその会議の出席者にその旨をはかり、定数の過半数以上の賛成を得なければならない。
 - (結果として非公開とする場合でも、その賛否を問う場面は公開とする。)